

使用の可否判断と必要書類チェック（1/3）

Q1. 改葬か、改葬以外か

- ☐改葬 ・・・『Q2』へ ※改葬手続きが別途必要です。
☐改葬以外 ・・・『Q7』へ

Q2. 町営墓地を使用していない（民営の墓地・納骨堂は含まない）

- ☐はい ・・・『Q4』へ
☐いいえ ・・・『Q3』へ

Q3. 現在使用している町営墓地の区画を返還する

- ☐はい ・・・『Q4』へ ※墓地返還手続きが別途必要です。
☐いいえ ・・・使用できません。

Q4. 申請者の住所が別海町にある

- ☐はい ・・・使用することができます。詳しくは『A』へ
☐いいえ ・・・『Q5』へ

Q5. 申請者の本籍が別海町にある

- ☐はい ・・・使用することができます。詳しくは『B』へ
☐いいえ ・・・『Q6』へ

Q6. 町内の墓地または納骨堂から改葬する（町営・民営は問わない）

- ☐はい ・・・使用することができます。詳しくは『C』へ
☐いいえ ・・・使用できません。

Q7. 町営墓地を使用していない（民営の墓地・納骨堂は含まない）

- ☐はい ・・・『Q8』へ
☐いいえ ・・・使用できません。ただし、改葬手続きを行い、使用区画の返還をすることで使用可能になります。

Q8. 申請者の住所が別海町にある

- ☐はい ・・・使用することができます。詳しくは『D』へ
☐いいえ ・・・『Q9』へ

Q9. 申請者の本籍が別海町にある

- ☐はい ・・・使用することができます。詳しくは『E』へ
☐いいえ ・・・『Q10』へ

Q10. 焼骨として埋蔵される故人の住所または本籍が別海町にあった

- ☐はい ・・・使用することができます。詳しくは『F』へ
☐いいえ ・・・使用できません。

使用の可否判断と必要書類チェック (2/3)

A. 別海町民が改葬により埋蔵する場合

○使用料

焼骨 1 体につき 10,000 円 (上限額 50,000 円)

○必要書類

- ・合葬墓使用許可申請書 (第 1 号様式)
- ・火葬許可証

※ご用意できない場合はご相談ください。

- ・改葬許可証
- ・申請者の住民票

B. 本籍が別海町にある方が改葬により使用する場合

○使用料

焼骨 1 体につき 16,000 円 (上限額 80,000 円)

○必要書類

- ・合葬墓使用許可申請書 (第 1 号様式)
- ・火葬許可証

※ご用意できない場合はご相談ください。

- ・改葬許可証
- ・申請者の住民票
- ・申請者の戸籍の謄本または抄本

※本籍地が記載された住民票を添付する場合は省略できます。

C. 別海町に住所・本籍のない方が町内の墓地または納骨堂から改葬する場合

○使用料

焼骨 1 体につき 16,000 円 (上限額 80,000 円)

○必要書類

- ・合葬墓使用許可申請書 (第 1 号様式)
- ・火葬許可証

※ご用意できない場合はご相談ください。

- ・改葬許可証 (別海町から発行されたもの)
- ・申請者の住民票
- ・申請者の戸籍の謄本または抄本

※本籍地が記載された住民票を添付する場合は省略できます。

使用の可否判断と必要書類チェック (3/3)

D. 別海町民が改葬以外により使用する場合

○使用料

焼骨 1 体につき 10,000 円

○必要書類

- ・合葬墓使用許可申請書（第 1 号様式）
- ・火葬許可証
- ・申請者の住民票

E. 本籍が別海町にある方が改葬以外により使用する場合

○使用料

焼骨 1 体につき 16,000 円

○必要書類

- ・合葬墓使用許可申請書（第 1 号様式）
- ・火葬許可証
- ・申請者の住民票
- ・申請者の戸籍の謄本または抄本

※本籍地が記載された住民票を添付する場合は省略できます。

F. 別海町に住所または本籍があった故人の焼骨を埋蔵しようとする方が改葬以外により使用する場合

○使用料

焼骨 1 体につき 16,000 円

○必要書類

- ・合葬墓使用許可申請書（第 1 号様式）
- ・火葬許可証
- ・申請者の住民票
- ・申請者の戸籍の謄本または抄本

※本籍地が記載された住民票を添付する場合は省略できます。

- ・故人の住民票の除票または戸籍の附票（住所・本籍のいずれかが別海町であることが確認できるもの）

※ご用意できない場合はご相談ください。